



滋賀県公報

 令和 5 年 (2023 年)

 1 月 2 2 0 日

 第 3 7 7 7 号

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

	0 1	告		示						
※滋賀県持	旨定金融	融機関お。	よび滋賀県	収納代理金	を融機関の名称お	よび取扱店舗	前の一部改正	(管理課).		1
令和44	F度陸_	上、海上は	3よび航空	自衛官候補	生の募集(市町	振興課)				1
解除予算	官保安を	林の通知	(森林保全	課)						2
地方自治	台法に	基づく指定	官管理者の	指定(モノ	づくり振興課)					2
道路区均	ずの変見	更(道路的	录全課)							3
道路の何	共用 開	始(道路的	录全課)							4
公営住宅	它法施征	行令第2多	条第1項第	4号の規定	Eによる滋賀県営	住宅の家賃算	定のための	利便性係数	(住	
宅課)										4
滋賀県常	営住宅の	の設置お。	にび管理に	関する条例	第35条の5第1	項の規定によ	る滋賀県営	住宅駐車場の)使	
用料の智	頁(住	宅課)								5
	0 4	公		告						
大規模/	小売店割	浦立地法は	こ基づく意	見の概要の)公告(中小企業	支援課)				6
一般競	 入札	の公告(「	下水道課)							7
落札者沒	央定の:	公告(モノ	ノづくり振	興課)						9
	O }	県税事	務 所 公	告						
軽油引	文税特别	引徴収義剤	务者証票無	効公告(南	育部)					10
		農業農村捷	長興事務所	公告						
土地改」	良区役員	員退任お。	よび就任公	告(大津・	南部)					10
	O #	病院事	業 庁 公	告						
落札者沒	央定の:	公告								11

告

示

滋賀県告示第24号

令和2年滋賀県告示第140号(滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗)の一部を 次のように改正する。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

2 収納代理金融機関の表中 「三井住友信託銀行株式会社 滋賀中央信用金庫」」 を「滋賀中央信用金庫」に改める。

付 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

滋賀県告示第25号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和4年度陸上、 海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年1月20日

- 1 募集種目 令和5年3・4月採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年1月20日(金)から令和5年2月17日(金)まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 令和5年2月27日(月)および28日(火)のうち指定する1日
- (2) 口述試験および身体検査 令和5年3月3日(金)および4日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査

ア 実施場所 陸上自衛隊大津駐屯地 (大津市際川一丁目1-1)

イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎 (大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第26号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通 知があった。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 栗東市安養寺字アハイ谷179-3・181-1・181-3・182-3・182-5・185-12 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、178-2、179-2、181-2、182-2、182-4、184-3、184 -4、185-8、字笹谷 $193-1\cdot 193-3$ から193-5まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、193- $2 \cdot 195 - 2$
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第27号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通 知があった。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 浩

- 1 解除に係る保安林の所在場所 栗東市六地蔵字尼ヶ谷167-6、上砥山字日ノ口230-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通 知があった。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野洲市小篠原字奥山1-7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

滋賀県告示第29号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通 知があった。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野洲市小篠原字奥山1-9、1-10
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

滋賀県告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。 令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立テクノファクトリー
- 2 指定管理者 大津市打出浜2番1号 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 理事長 大道良夫
- 3 指定の日 令和5年1月13日
- 4 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

滋賀県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年1月20日から令和5年2月3日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に 供する。

令和5年1月20日

番地先から 変更後 18.3m (月) (月) でである でである でである では、 でである でである でである では、 でである できます。 では、 でである できます。 では、 でである でも、	着 考 A改良工事 見道拡強路 対道道 変変重用) の の の の の の の の の の の の の
	各改良工事 見道拡幅) 半う道路区)変更 各線重用) 『桐生草津
関 幅 員 道路	見道拡幅) よう道路区 う変更 路線重用) 『桐生草津
番地先から 変更後 2 142.0m で更後 2 142.0m で見る 2 142.0m に見る 2 142.	見道拡幅) よう道路区 う変更 路線重用) 『桐生草津
大津能登川長浜 線 草津市東草津四丁目東鐘突675 番1地先まで 変更後 長大 58.4m 142.0m に住 域の (足 下来) 静井市東草津四丁目東鐘突673 番地先から 最小 16.4m 南州 線 日本市東草津四丁目東鐘突675 最大	半う道路区)変更 路線重用) 『桐生草津
大津能登川長浜 草津市東草津四丁目東鐘突675 最大 域の 線 董津市東草津四丁目東鐘突673 最小 南外 番地先から 16.4m 線 草津市東草津四丁目東鐘突675 最大 142.0m L=)変更 各線重用) 『桐生草津
大津能登川長浜 線 番1地先まで 草津市東草津四丁目東鐘突673 番地先から 58.4m (日本) 変更前 最小 線 草津市東草津四丁目東鐘突675 最大 142.0m L=	路線重用) 『桐生草津
線 草津市東草津四丁目東鐘突673 最小 16.4m 線線地先から 変更前 さ 142.0m L= 草津市東草津四丁目東鐘突675 最大	『桐生草津
番地先から 16.4m 線 線 で更前 7 142.0m 上 章津市東草津四丁目東鐘突675 最大	
変更前	=142. 0m
草津市東草津四丁目東鐘突675 最大	=142. 0m
番1地先まで 40.0m	
草津市東草津四丁目東鐘突673 最小 道路	路改良工事
番地先から 18.3m (5	見道拡幅)
変更後	ドう道路区
草津市東草津四丁目東鐘突675 最大 域の)変更
南郷桐生草津線 番1地先まで 65.2m (選	路線重用)
	能登川長
番地先から 16.4m	\$
変更前 │ ○ │ 154.3m │ L=	=154.3m
草津市東草津四丁目東鐘突675 最大	
県道 番1地先まで 50.9m	
草津市草津三丁目字彼岸田578 最小 道路	各改良工事
	見道拡幅)
	ドう道路区
草津市草津三丁目字彼岸田582 最大 域の)変更
山田草津線 番2地先まで 38.7m	
草津市草津三丁目字彼岸田578 最小	
番7地先から 18.0m	
変更前 │	
草津市草津三丁目字彼岸田582 最大	
番 2 地先まで 26.9 m	
彦根市日夏町字堀ミソ3684番 最小 管理	里界の変更

	7地先から		11.8m		に伴う道路区
		変更後	>	205. 1m	域の変更
	彦根市日夏町字堀ミソ3702番		最大		
 三津屋野口線	1 地先まで		17.5m		
	彦根市日夏町字堀ミソ3684番		最小		
	7地先から		11.0m		
		変更前	>	205. 1m	
	彦根市日夏町字堀ミソ3702番		最大		
	1 地先まで		17.5m		

滋賀県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月20日から令和5年2月3日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に 供する。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考	
三津屋野口線	彦根市日夏町字堀ミソ3684番7地先から 彦根市日夏町字堀ミソ3702番1地先まで	令和 5.1.20	L = 205.1 m	
甲津畑山上線	東近江市甲津畑町字井ノ谷2470番地先から	令和 5.2.7	L = 279.5 m	
一种海田工术	東近江市甲津畑町字傍示2486番1地先まで	руно. 2. 1		
和公园地位	東近江市和南町字長畔2214番1地先から	Δ±π Γ Ω 7	L=194.7m	
相谷原杣線	東近江市甲津畑町字傍示2472番地先まで	令和 5.2.7		

滋賀県告示第33号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第11条第2項の規定により、公営住宅 法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する令和5年度における滋賀県営住宅の家賃算定のため の利便性係数を次のとおり定めた。

令和5年1月20日

県営住宅の所在地	団地名	住 宅	利便性係数
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	全ての住宅	0. 97
大津市朝日が丘二丁目	朝日が丘	全ての住宅	0. 96
大津市大平一丁目	石山	全ての住宅	0.89
大津市大平二丁目	石山南	1棟202号室、2棟403号室、3棟503号室、 4棟306号室および6棟506号室	0.87
		その他の住宅	0.85
大津市大平二丁目	石山東	全ての住宅	0.86
		A 9 棟	0.90
大津市三大寺	神領	D棟およびE棟	0. 91
		その他の住宅	0.92
大津市一里山四丁目	一里山	全ての住宅	0.95
大津市栗林町	栗林	全ての住宅	0.90
彦根市芹川町	芹川	全ての住宅	0. 91
彦根市東沼波町	東沼波	101号室、102号室および104号室から106号 室までの住宅	0. 94
		その他の住宅	0. 93

立担士胆川人町	BBILLA	A棟、E棟およびF棟の住宅	0. 95
彦根市開出今町	開出今	B棟、C棟およびD棟の住宅	0. 94
彦根市八坂町	八坂	全ての住宅	0. 93
長河土胡口吹	→. /□	5号室から8号室までの住宅	0. 94
長浜市朝日町	永保	その他の住宅	0. 95
長浜市新庄寺町	新庄寺	全ての住宅	0.89
長浜市新庄中町	北新	全ての住宅	0. 95
長浜市新栄町	日之出	全ての住宅	0.86
目 次 → BN mg	B.V.m→	A棟の住宅	0. 96
長浜市殿町	殿町	B棟の住宅	0. 97
長浜市木之本町黒田	黒田	全ての住宅	0.76
近江八幡市西本郷町	西本郷	全ての住宅	0. 97
近江八幡市鷹飼町	鷹飼	全ての住宅	0. 95
草津市木川町	陽ノ丘	全ての住宅	0.90
草津市西矢倉二丁目	矢倉	全ての住宅	0.90
草津市西渋川二丁目	渋川	全ての住宅	0.88
守山市播磨田町	久保	全ての住宅	0.87
守山市石田町	石田	全ての住宅	0.88
栗東市川辺	川辺	全ての住宅	0. 92
栗東市小平井一丁目	小平井	全ての住宅	0. 95
甲賀市水口町水口	古城ケ丘	全ての住宅	0. 94
甲賀市水口町西林口	北脇	全ての住宅	0.90
甲賀市信楽町長野	信楽	全ての住宅	0.87
野洲市上屋	上屋	全ての住宅	0. 92
my 2011年 3. 店	1. 压燃一	A棟およびB棟の住宅	0. 91
野洲市永原	永原第二	C棟の住宅	0. 93
洲南北 了郊南四丁日	西寺	7棟から9棟までの住宅	0. 91
湖南市石部南四丁目	四寸	その他の住宅	0. 92
湖南市岩根	田代ケ池	全ての住宅	0. 92
高島市今津町日置前	平ケ崎	全ての住宅	0. 90
高島市今津町弘川	弘川	全ての住宅	0. 94
	摆声	4棟3号室の住宅	0.89
高島市拝戸	拝戸	その他の住宅	0.87
高島市新旭町安井川	安井川	全ての住宅	0. 90
市近江古人提町	△₩	A棟	0.83
東近江市今堀町	今堀	その他の住宅	0.81
東近江市沖野四丁目	沖野原	全ての住宅	0.86
東近江市尻無町	大森	全ての住宅	0.86
東近江市春日町	春日	全ての住宅	0.87

滋賀県告示第34号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第35条の5第1項の規定により、令和 5年度における滋賀県営住宅駐車場の使用料の額を次のとおり定めた。

令和5年1月20日

県営住宅の所在地	団地名	駐車場区画種別	使用料の額
大津市朝日が丘一丁目		A棟およびB棟	5, 200

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年1月20日

東近江市尻無町

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1,600

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ケーズデンキ近江八幡店 近江八幡市土田町1400番1ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号) に規定される特定施設を設置される場合は、特定施設設置届の提出が必要です。
 - (2) 店舗周辺における交通量の増加が見込まれる際には、交通誘導員を配置するなど、安全対策に配慮願います。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

大森

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市安土町小中1番地8

② 縦覧期間 令和5年1月20日から令和5年2月20日まで

一般競争入札の公告

令和5年度における琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名および数量 令和5年度琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務委託(その2) 一式
 - (2) 委託業務の内容等 高島浄化センターにおける汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
 - ③ 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道高島浄化センター(高島市今津町今津448-106)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法 (平成17年法律第86号) に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) その他入札に参加する者に必要な資格
 - ア 公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日まで(平成30年1月20日から令和5年2月27日まで)に、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。
 - イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
 - ウ 契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。
 - エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:汚泥)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。
 - オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から (5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から⑤までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。 必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加すること ができない。

- (1) 必要とする書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
 - ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可証の写し
 - エ 電子マニフェスト加入証の写し
 - オ コンポストの原料としてリサイクル処分しようとする場合には当該原料による製品の肥料登録証の写し
 - カ 業務提携による入札参加者を確認するための書類
 - キ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書
 - ク リサイクル処分を行う都道府県において、都道府県への搬入届が必要な場合は、関係機関と搬入条件等について協議した結果資料
- (2) 提出期間 令和5年1月20日(金)から令和5年2月7日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。なお、業務提携により入札する場合、入札参加希望者のうち当該業務提携を代表する者がとりまとめて提出すること。
- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和5年2月13日(月)までに入札参加資格 確認結果通知書を送付する。
- (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由 (欠格理由) について、任意の様式による書面を令和5年2月16日(木)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる (FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)。

なお、説明を求められた場合は、令和5年2月24日(金)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

- 5 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
 - (2) 契約条項を示す期間 令和5年1月20日(金)から令和5年2月24日(金)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
 - (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限
 - ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - イ 受領期限 令和5年2月24日(金)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。
 - ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
 - (6) 開札の日時および場所 令和5年2月27日(月)11時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番 1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開 札時間までに開札場所を訪ねること。)。

- 6 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則 第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参 加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札 説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定 比較金額の記載金額を用いるものとする。

- (3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を 代表する者が入札書を提出するものとする。
- 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 8 契約書の作成の要否 要
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summarv

- (1) Nature of the service to be purchased: Commissioned service for collection and treatment of sewage plant sludge as cement resources, compost resources or fuel resources at Takashima Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline: 16:00, February 7, 2023
- (3) Bid submission deadline: 16:00, February 24, 2023
- (4) For further information, please contact: Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年1月20日

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県東北部工業技術センター整備事業 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 大津市京町四丁 目1番1号 電話 077-528-3794
- 3 落札者を決定した日 令和4年12月16日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 清水建設株式会社グループ 代表企業 清水建設株式会社関西支店 大阪府大阪市中 央区本町三丁目5番7号
- 5 落札金額 3,454,000,000円(税込)

- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年6月7日(火)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。 令和5年1月20日

滋賀県南部県税事務所長 寺 本 勉

特別徴収義務者 証 票 番 号	特別徴収義務者住所	特別徵収義務者氏名	亡失年月日
第200317号	大津市浜大津四丁目2-15	株式会社尾賀亀(浜大津給油所)	令和4.8.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、法竜川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任 および就任した旨の届出があった。

令和5年1月20日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

1 退任

理事および監事の別	氏			名	住所	
理事	上	田	道	男	守山市小島町1260番地	
"	奥	野	俊	介	同 市播磨田町976番地の2	
"	奥	野	重	夫	同 所1224番地の1	
IJ.	田	中	定	雄	同 所1864番地	
IJ	Щ	嶋		覚	同 市中町136番地	
"	石	田	弘	之	同 市川田町1102番地	
IJ.	津	田	増	夫	同 市笠原町894番地	
IJ	芝	田	八 -	上 司	同 市洲本町1521番地	
IJ	堀	江	隆	夫	同 所2296番地	
IJ.	林		俊	行	同 市矢島町1330番地の2	
IJ	北	野		進	同 所918番地の7	
IJ.	宮	本	和	宏	同 市浮気町321番地の3駅前東住宅1棟502号	
監 事	東		敏	秋	同 市小島町1554番地	
IJ	田	中	豊	彦	同 市荒見町384番地	
IJ	宮	嶋	或	彦	同 市矢島町1220番地	

2 就任

理事および監事の別	氏			名	住	所
理事	若	杉		弘	守山市小島町816番地	
"	奥	野	俊	介	同 市播磨田町976番地の2	
"	里	内		昇	同 市荒見町332番地	
JJ	ЛП	嶋		覚	同 市中町136番地	
IJ.	南		忠	久	同 市川田町1759番地	
"	津	田	増	夫	同 市笠原町894番地	
IJ.	芝	田	八 -	十 司	同 市洲本町1521番地	

n,	山	本	義	憲	同	所2229番地
"	北	野		進	同	市矢島町918番地の7
JJ	宮	本	和	宏	同	市浮気町321番地の3駅前東住宅1棟502号
監事	江	Ш	半右	半右衛門		市笠原町731番地
"	田	中	安	司	同	市矢島町1058番地
"	宇	野	勘 -	一郎	同	市大門町208番地

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を 定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和5年1月20日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 血管撮影装置 (バイプレーン) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電 話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和4年12月13日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 キヤノンメディカルシステムズ株式会社滋賀支店 大津市中央3丁目1番8号
- 5 落札金額 119,845,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月8日(火)

12	令和5年	(2023年)	1月20日	滋	賀	県	公	報	第 377 号